審 査 基 準 （ 公 表 用 ）

様式第３号

所管部（局）・課　　健康福祉本部　長寿社会課

法　令　名	介護保険法施行令	法令の番号	平成 10 年政令第 412 号
許認可等の種類	福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定	根 拠 条 項	第 4 条第 1 項第 10 号

審査基準	
	（１）介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）　第 4 条第 2 項 （２）介護保険法施行規則（平成 11 厚生省令第 36 号） 第 22 条の 31 第 2 項～第 3 項、第 22 条の 32～第 22 条の 33、第 22 条の 34 で準用する第 22 条の 26 第 1 項（第 6 号を除く。） （３）介護保険法施行規則第 22 条の 33 第 2 号の厚生労働大臣が定める講習の内容（平成 18 年厚生労働省告示第 269 号）

受付機関	長寿社会課	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	標準処理期間　１４日 標準経由期間　　日	目次 ＮＯ	